

平成28年度 決算状況				人	27年国調	50,341人	人	区分	住民基本台帳人口	うち日本人	産 業 構 造	都 道 府 県 名	団 体 名	市 町 村 類 型	- 1		
				口	増 減 率	-8.0%	28.1.1	52,140人	51,859人	人	区分	27年国調	22年国調	24	2152	地方交付税種地	1-1
				面	積 度	178.95 km ²	28.1.1	52,943人	52,673人	人	第1次	2,084	2,489	三重県	志摩市		
歳入の状況 (単位：千円・%)				人	口 密 度	281人	増 減 率	-1.5%	-1.5%	%	第2次	9.0	10.2				
区 分	決 算 額	構 成 比	経 常 一 般 財 源 等	構 成 比													
地方譲与税	5,740,999	20.7	5,740,999	35.3													
地方交付税	172,533	0.6	172,533	1.1													
配当交付金	8,117	0.0	8,117	0.0													
株式等譲渡所得交付金	19,916	0.1	19,916	0.1													
地方消費税交付金	11,659	0.0	11,659	0.1													
ゴルフ場利用税交付金	829,999	3.0	829,999	5.1													
特別地方消費税交付金	57,721	0.2	57,721	0.4													
自動車取得税交付金	-	-	-	-													
軽油引取税交付金	46,089	0.2	46,089	0.3													
地方特例交付金	15,840	0.1	15,840	0.1													
地方交付税	10,006,944	36.1	9,333,647	57.3													
内普通交付税	9,333,647	33.7	9,333,647	57.3													
内特別交付税	673,297	2.4	-	-													
内震災復興特別交付税	-	-	-	-													
(一般財源計)	16,909,817	61.0	16,236,520	99.7													
交通安全対策特別交付金	4,865	0.0	4,865	0.0													
分担金・負担金	80,010	0.3	-	-													
使用料	331,571	1.2	31,738	0.2													
手数料	105,558	0.4	-	-													
国庫支出金	2,824,590	10.2	-	-													
国有提供交付金	-	-	-	-													
(特別区財調交付金)	-	-	-	-													
都道府県支出金	1,137,928	4.1	-	-													
財産収入	26,879	0.1	9,343	0.1													
寄附金	788,841	2.8	-	-													
繰入金	1,465,608	5.3	-	-													
繰越金	1,139,772	4.1	-	-													
繰入金	624,095	2.3	163	0.0													
地方債	2,267,700	8.2	-	-													
うち減収補填債(特例分)	-	-	-	-													
うち臨時財政対策債	854,300	3.1	-	-													
歳入合計	27,707,234	100.0	16,282,629	100.0													
市町村税の状況 (単位：千円・%)																	
区 分	収 入 済 額	構 成 比	超 過 課 税 分	旧 新 産 特 別 産 業 税	旧 工 業 特 別 産 業 税	低 開 発 地 区 特 別 産 業 税	旧 産 炭 税	山 振 興 税	過 疎 税	首 都 圏 振 興 税	近 畿 圏 振 興 税	中 部 圏 振 興 税	財 政 健 全 化 等 指 数 表 達 定 額 税	財 源 超 過 税	指 定 団 体 等 指 定 状 況		
普 通 税	5,604,640	97.6	-	90,470	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	支 出 総 額	27,707,234	28,491,603
法 定 普 通 税	5,604,640	97.6	-	1,739,521	30.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	歳 入 総 額	26,809,360	27,351,831
市 町 村 民 税	2,108,344	36.7	-	136,042	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	歳 入 差 引	897,874	1,139,772
内個人均等割	90,470	1.6	-	142,311	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	支 出 総 額	246,670	8,188
内所得割	1,739,521	30.3	-	2,907,587	50.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	支 出 差 引	651,204	1,131,584
内法人均等割	136,042	2.4	-	180,010	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	支 出 総 額	-480,380	231,077
内法人税割	142,311	2.5	-	406,463	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	支 出 差 引	1,396,405	1,247,421
内固定資産税	2,908,926	50.7	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内うち純固定資産税	2,907,587	50.6	-	法 定 目 的 税	136,359	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	726,920	1,148,634
内軽自動車税	180,010	3.1	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	189,105	329,864
内市町村たばこ税	406,463	7.1	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内鉱産税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内特別土地保有税	897	0.0	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内法定外普通税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内目的税	136,359	2.4	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内法定目的税	136,359	2.4	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内入湯湯税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内事業所税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内都市計画税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内水利地益税等	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内法定外目的税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内旧法による税	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内合	5,740,999	100.0	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内議員公務災害	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内非常勤公務災害	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内退職手当	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内事務機共同	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内小中学校	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内小学校	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内その他	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-
内その他	-	-	-	法 定 外 普 通 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	積 立 金 取 崩 し 額	-	-

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業費には委託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び委託事業費のうちの単独事業費を含む。
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出。
3. 産業構造の比率は分母を就業人口総数とし、分類不能の産業を除いて算出。
4. 住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載。
5. 面積については、調査年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとりまとめた「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。
6. 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、「給料月額(百円)」及び「一人当たり平均給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている。)